

第 201200109101 号
平成 24 年 10 月 15 日

技術企画課長 様

経営支援課長
(公印省略)

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて
(通知)

このことについて、別添写しのとおり各総合事務所、農業委員会に通知しましたので、お知らせします。

なお、公共事業の請負業者へは貴課から周知していただきますようお願いいたします。
(農地担当 前田 電話 0857-26-7258)

第 201200109101 号
平成 24 年 10 月 15 日

各総合事務所長 様

経営支援課長
(公印省略)

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて
(通知)

国、地方公共団体の行う公共事業（農地法施行規則第 28 条各号に規定する施設の設置を除く。）については、農地転用許可を要しないこととされていますが、請負業者が公共事業の施行に必要な附帯施設の用に供するために独自に農地の権利を取得する場合は、農地転用許可を受けることとされています。

一方、公共工事、とりわけ災害復旧事業は、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう一刻も早く着工することが求められます。

このたび、公共事業の早期着工及び無断転用の防止等農地転用許可制度の円滑な運用を図る観点から、本県が発注する公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用について、鳥取県県土整備部技術企画課との間で、下記のとおり取り扱うことを確認しましたので、趣旨を御理解のうえ、適切に処理していただきますようお願いいたします。

(農地担当 前田 電話 0857-26-7258)

記

1 附帯施設

公共事業の施行のために欠くことができない通路、土砂の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所等土地収用法第 3 条第 35 号に規定される施設等

2 手続き

(1) 請負業者は、附帯施設の位置の選定に当たり、農地の有効利用に支障が生じないようにできるだけ農地を避けるものとする。

(2) 請負業者は、やむを得ず農地を附帯施設の用に供しようとするときは、工事発注者との協議により適切な位置選定を行い、附帯施設を設置する位置又は範囲を指示協議書に明示するものとする。

(3) 請負業者は、協議書に明示された農地について、報告書（別紙様式）を作成し、工事発注者の証明を受けるものとする。

(4) 請負業者は、工事発注者が証明した報告書を工事着手前に所轄農業委員会に提出するものとする。

3 取扱い

上記 2 により報告された事案については、農地転用許可を要しないものとする。

第 201200109101 号
平成 24 年 10 月 15 日

各市町村農業委員会会長 様

鳥取県農林水産部経営支援課長



公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて
(通知)

国、地方公共団体の行う公共事業（農地法施行規則第 28 条各号に規定する施設の設置を除く。）については、農地転用許可を要しないこととされていますが、請負業者が公共事業の施行に必要な附帯施設の用に供するために独自に農地の権利を取得する場合は、農地転用許可を受けることとされています。

一方、公共工事、とりわけ災害復旧事業は、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう一刻も早く着工することが求められます。

このたび、公共事業の早期着工及び無断転用の防止等農地転用許可制度の円滑な運用を図る観点から、本県が発注する公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用について、鳥取県県土整備部技術企画課との間で、下記のとおり取り扱うことを確認しましたので、趣旨を御理解のうえ、適切に処理していただきますようお願いいたします。

(農地担当 前田 電話 0857-26-7258)

記

1 附帯施設

公共事業の施行のために欠くことができない通路、土砂の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所等土地収用法第 3 条第 35 号に規定される施設等

2 手続き

(1) 請負業者は、附帯施設の位置の選定に当たり、農地の有効利用に支障が生じないようにできるだけ農地を避けるものとする。

(2) 請負業者は、やむを得ず農地を附帯施設の用に供しようとするときは、工事発注者との協議により適切な位置選定を行い、附帯施設を設置する位置又は範囲を指示協議書に明示するものとする。

(3) 請負業者は、協議書に明示された農地について、報告書（別紙様式）を作成し、工事発注者の証明を受けるものとする。

(4) 請負業者は、工事発注者が証明した報告書を工事着手前に所轄農業委員会に提出するものとする。

3 取扱い

上記 2 により報告された事案については、農地転用許可を要しないものとする。

(様式)

公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書

平成 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

(請負業者名)

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(担当者) 現場代理人〇〇 〇〇

電話番号

このたび、鳥取県〇〇総合事務所県土整備局が行う公共事業の施行に伴い、下記のとおり農地転用することを報告します。

記

- 1 事業・工事名 〇〇事業 〇〇工事
- 2 土地の表示等
〇〇市町村〇〇字〇〇 番 (地目) (地積)
- 3 転用目的 仮設道路 (土砂の捨場、材料の置場、仮設事務所)
- 4 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(農地復元期間を含む)
- 5 確約事項 工事完了後、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得ます。

~~~~~  
上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

〇〇総合事務所県土整備局〇〇課長 〇〇 〇〇 印

(担当者)

(連絡先)

※1 本書は、公共事業又は災害復旧事業において適用する。

※2 本文中〇〇には、必要事項を記入するものとする。

※3 指示書又は協議書の写しを添付すること

(協議書参考例)

| 工事に関する 指示書                |                                                                                                                                                                                                |    |       |       |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-------|
| 協議                        |                                                                                                                                                                                                |    |       |       |
| 工事名                       | 〇〇川災害復旧工事                                                                                                                                                                                      | 位置 | 鳥取市東町 |       |
| 請負者                       | 〇〇建設株式会社                                                                                                                                                                                       |    |       |       |
| 工期                        | 平成24年11月1日 ~ 平成25年1月31日                                                                                                                                                                        |    |       |       |
| 請負額                       | 〇〇〇〇〇 円                                                                                                                                                                                        |    |       |       |
| 指示事項                      | 本工事を施工するにあたり、県道〇〇線からの仮設道路（工事中用進入路）が必要となります。その設置場所について、協議します。                                                                                                                                   |    |       |       |
| 指示理由                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・本工事のための仮設道路（工事中用進入路）は別紙図面を参考に設置してください。</li><li>・なお、事前に土地所有者とは協議済みですが、着手前に詳細の設置位置、着手時期、撤去時期等を連絡して下さい。</li><li>・工事完了後は転用した区域を復元し、地権者の確認を得てください。</li></ul> |    |       |       |
| 概算増減額                     | 約 一 千 円 増・減                                                                                                                                                                                    |    |       |       |
| 上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。 |                                                                                                                                                                                                |    |       |       |
| 平成24年10月19日               |                                                                                                                                                                                                |    |       |       |
| 局長                        | 副局长                                                                                                                                                                                            | 課長 | 合議    | 監督員   |
| 印                         | 印                                                                                                                                                                                              | 印  | 印     | 印     |
| 上記のとおり（指示・協議）します。         |                                                                                                                                                                                                |    |       | 監督員   |
| 平成24年10月25日               |                                                                                                                                                                                                |    |       | 印     |
| 上記のとおり承認・別添のとおり再協議）します。   |                                                                                                                                                                                                |    | 現場代理人 | 主任技術者 |
| 平成24年10月26日               |                                                                                                                                                                                                |    | 印     | 印     |

(別紙)

〇〇川災害復旧工事 仮設道路(工事用進入路)位置図



※1 例は災害復旧工事であるが、公共事業についても同様の取扱いとする。

※2 図面は例示。実際には工事用図面を使って作図する。